

# 説 明 資 料

〔連結納税制度の見直しについて〕

令和元年 8 月 27 日（火）

連結納税制度に関する専門家会合

座長 田近 栄治

# 「連結納税制度の見直しについて」(令和元年8月27日 政府税制調査会 連結納税制度に関する専門家会合) (概要)

## 一 連結納税制度の見直しの意義

- 連結納税制度(企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算(損益通算)するなど、企業グループ全体を一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組み)は、平成14年度の導入から15年余りが経過。
- 本制度は、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきた。その一方で、経営が多様化し親法人に情報等が必ずしも集約していない、連結納税制度の下での税額計算が煩雑、税務調査後の修正・更正に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、制度を選択していない企業グループも多く存在。
- このため、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた見直しを行うことにより、日本の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する必要。
- 本会合(座長:田近栄治成城大学特任教授)では、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持するという前提に立って、論点を整理。

## 二 見直しに当たっての基本的考え方

- 見直しに当たっては、企業グループの一体性に着目し、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する必要。
- 具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う仕組みとすることが適当。
- また、組織再編税制との整合性や租税回避防止の観点も重要。

## 三 新たな制度の基本的な仕組み

- 見直し後の新たな制度(グループ通算制度(仮称))は、企業グループ内の各法人を納税単位とする個別申告方式とすることが適当。(現行制度と同様、親法人とその親法人による完全支配関係にある全ての子法人を対象とし、また、制度を適用するかどうかは各企業グループが選択)。
- 企業グループ内の法人間で、プロラタ方式(赤字法人の欠損金を、黒字法人の所得金額の比で配賦する等)により損益通算を行うことが適当。修正・更正の場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない(遮断する)仕組みが考えられる。
- 制度の新規適用時等における時価評価や欠損金の扱いについて、組織再編税制との整合性等を踏まえつつ検討が必要。
- グループ調整計算(※)について、事務負担軽減、経営実態や制度趣旨、制度の濫用可能性、制度を選択していない企業グループとの公平性等の観点を踏まえ個別に検討することが必要。※受取配当等、寄附金、外国税額控除、研究開発税制、中小法人特例の判定 等
- 円滑な移行のため、法改正から新たな制度の施行まで1～2年程度の準備期間を設けることが考えられる。

## 連結納税制度に関する専門家会合メンバー

○ メンバーは以下の通りとし、座長（◎）が議事を整理する。

委員	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
委員	岡村 忠生	京都大学教授法学系（大学院法学研究科）
◎ 委員	田近 栄治	成城大学経済学部特任教授
委員（会長）	中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
特別委員	神津 信一	日本税理士会連合会会長
特別委員	田中 常雅	醍醐ビル(株)代表取締役社長
特別委員	宮永 俊一	三菱重工業(株)取締役会長

※ 外部有識者

小田嶋 清治	税理士
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長
佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
濱田 将史	(株)日立製作所財務マネジメント本部税務統括部部長
渡辺 徹也	早稲田大学法学学術院教授

# これまでの「連結納税制度に関する専門家会合」

## (第1回)

平成30年11月7日(水)

- 専門家会合の設置
- 総会でいただいた主なご意見
- 検討にあたっての視点

## (第2回)

平成31年2月14日(木)

- 有識者からの報告等
  - ✓ 日本経済団体連合会による実態調査報告
  - ✓ 濱田将史氏(株式会社日立製作所)からの報告
  - ✓ 国税庁からのヒアリング
- 制度の簡素化等について(財務省説明)

## (第3回)

平成31年4月18日(木)

- 有識者からの報告等
  - ✓ 梶川融氏(太陽有限責任監査法人)からの報告
- 組織再編税制との整合性等について(財務省説明)

## (第4回)

令和元年6月26日(水)

- グループ調整計算等について

## (第5回)【起草会合】

令和元年8月5日(月)



# 検討に当たっての視点

連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を十分に把握した上で、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の観点から以下の方向で検討を行う。これにより、企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する。

## ✓ 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化

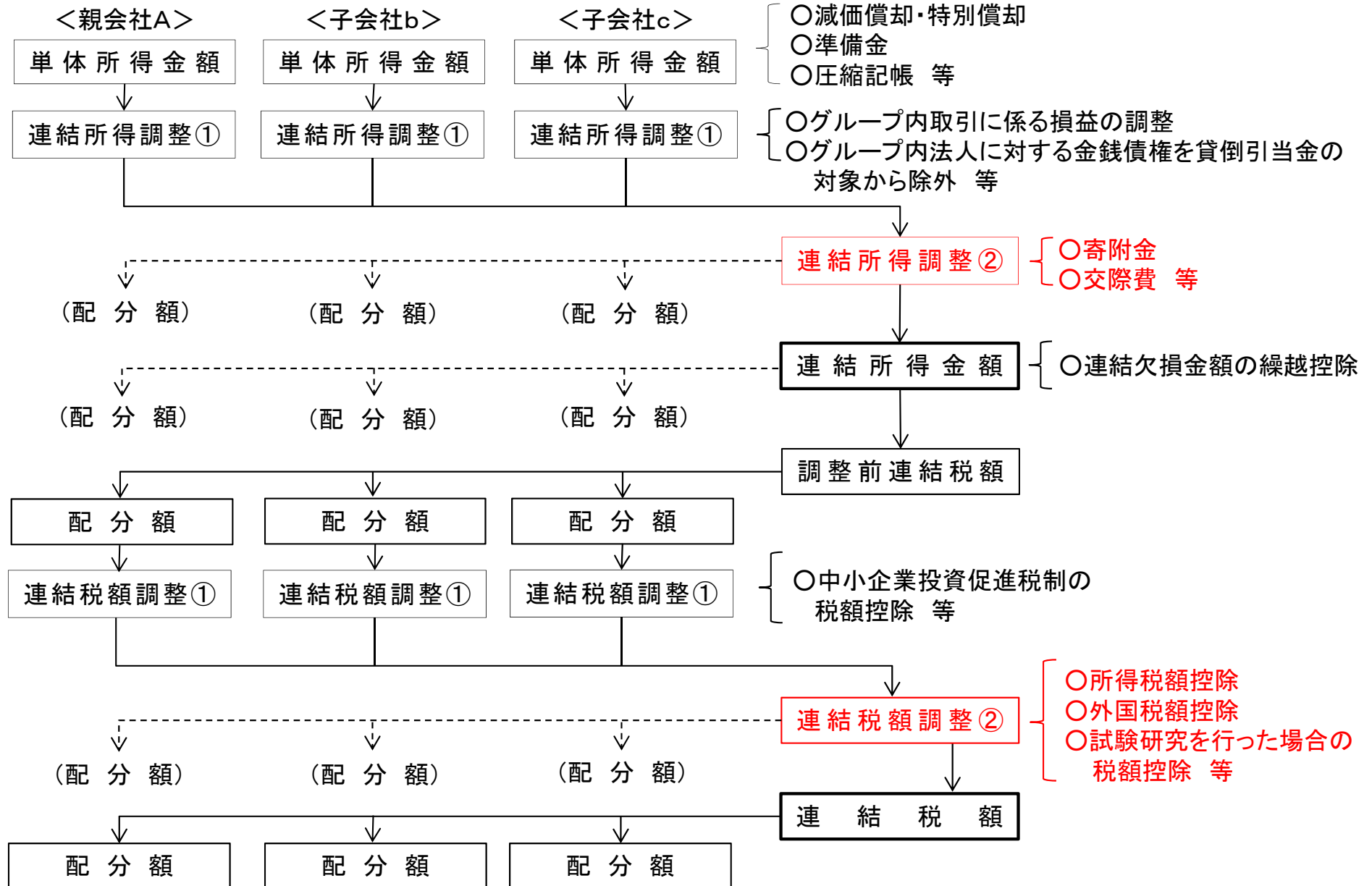
- 企業の事務負担の軽減を図る観点から、グループ経営の実態も踏まえ、連結グループを一つの納税単位とする現行の制度の在り方(申告・納付の方法)や、連結固有のグループ調整計算の要否、修正や更正の場合の企業や課税庁の事務負担の軽減等について検討する。

## ✓ グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直し

- 上記の簡素化を通じ、企業グループの事務処理能力の差が連結納税の選択に与える影響を最小化し、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する。
- また、連結グループと合併等の組織再編を行った企業とで、課税の中立性が確保されるよう、組織再編税制との整合性がとれた制度を目指す。その際、開始・加入時における時価評価課税・欠損金の持込制限については、租税回避防止の観点からも検討する。

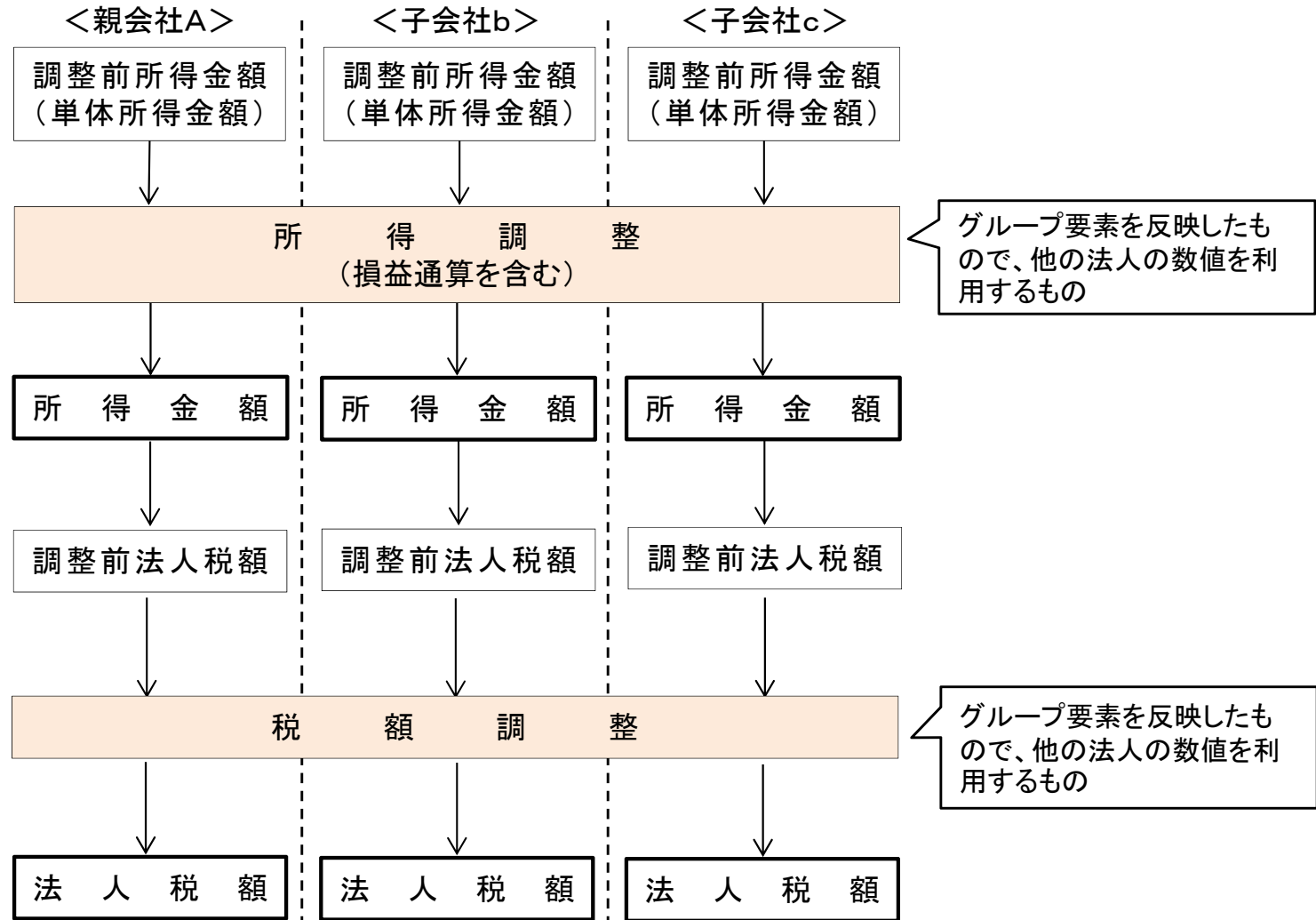
# 連結所得金額・連結税額の計算(概要)

所得及び税額の調整項目については、法人毎に計算する項目とグループ全体で計算する項目がある。



# 個別申告方式に見直す場合のイメージ

グループ企業間での連結固有の調整計算など、事務負担が大きい項目を中心として、制度の簡素化を図る。



※ 損益通算等について、基本的には、当初申告額に固定し、修正・更正による変動は他の法人に影響を与えないこととはどうか。